

社会福祉法人立正たちばな会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31年 3月 1日～平成 36年 2月29 日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●平成 31年 3月～ 法に基づく諸制度の調査

●平成 31年 4月～ 制度に関する規程を再確認・再整備し職員に周知